

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する公示

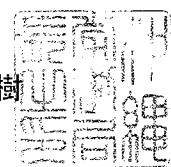
沖縄労働局一般公示第25—54号

平成25年9月24日沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があつたので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、沖縄県の区域内で清涼飲料、酒類製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて、当該最低賃金の改正決定に異議がある者は、同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき平成25年10月9日までに沖縄労働局長あて（那覇市おもろまち2-1-1那覇第二地方合同庁舎3階）異議の内容及び理由を記載した「異議申出書」を提出されたい。

平成25年9月24日

沖縄労働局長 谷 直樹



記

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の改正決定

に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見要旨

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で清涼飲料、酒類製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が清涼飲料、酒類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中の者

（3）清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者にかかる最低賃金額

1時間 686円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり